

<修繕>

平成30年度上下水道局公用車(小型貨物)定期修繕仕様書

1	修繕名称	平成30年度上下水道局公用車(小型貨物)定期修繕
2	施行場所	請負者の経営する道路運送車両法第78条第1項の認証を受けた認証工場
3	修繕物件	小型貨物自動車 26台(台数は予定数量)
4	修繕内容	(1)定期点検 15台 (2)継続検査 11台 (※(1)・(2)とも台数は予定数量)  詳細内容は特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から平成31年3月31日まで
6	特記事項	契約当初に発注者と請負者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、平成31年度4月から6月まで、本契約と同条件で契約する予定とする。なお、請負者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
7	契約方法	単価契約:単位( /台)
8	支払方法	本件は毎月末締めをもって請負者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の単数切捨て)するものとする。
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 経営部 総務課 跡部 046-822-8605

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

## 修繕単価表

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予 定 数 量	(税抜)	(税抜)
						上限単価 (円)	契約単価(円)
1	定期点検	特記仕様書のとおり	無	台	15	12,900	
2	継続検査	特記仕様書のとおり	無	台	11	36,500	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

# 平成 30 年度上下水道局公用車（小型貨物）定期修繕特記仕様書

1. 車 種 小型貨物自動車
2. 予 定 台 数 26 台（定期点検 15 台、継続検査 11 台）
3. 契 約 方 法 単価契約（ /台）
4. 期 間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
5. 車両配置場所 横須賀市小川町 21 横須賀市上下水道局公用車車庫  
横須賀市西逸見町 2-10 上下水道局逸見総合管理センター  
横須賀市三春町 2-1 下町浄化センター
6. 請 負 内 容
  - (1) 請負者は担当職員等の指示に基づき、車両配置場所より車両を引き取り、仕様書に定める点検・継続検査等を実施のうえ、車両配置場所に返還するものとする。
  - (2) 修繕単価表における件名とそれぞれの点検及び作業内容は次のとおりとする。
    - ①定期点検  
本契約における定期点検とは、道路運送車両法（以下「法」という。）第 48 条に基づく自動車点検基準第 2 条第 3 項において規定する別表第 5 において、点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。
    - ②継続検査  
本契約における継続検査とは、法第 62 条に定める継続検査のうち、法第 3 章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第 74 条の 2 に定める自動車検査独立法人及び法第 94 条の 2 ほか規定する指定自動車整備工場における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。  
また、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金についても、継続検査代金（単価）に含めるものとする。
    - ③定期点検、継続検査共通作業
      - ア ブレーキ分解及び清掃
      - イ エンジンオイル交換
      - ウ タイヤローテーション
      - エ ブレーキオイル交換（継続検査時のみ）なお、上記ア～エの作業にかかる工賃、部品代、オイルなどの消耗品代金等、一切の経費は定期点検又は継続検査の請負代金額に含むものとする。

7. 点検等の期間 定期点検：車両を引き取った日の翌日中までに作業を完了し、車両配置場所へ返還すること。  
継続検査：車両を引き取った日を含めて3営業日以内に作業を完了し、車両配置場所へ返還すること。  
ただし、検査に必要な部品交換、修理等が発生した場合は、担当者と協議を行い返還日を決定するものとする。
8. 契約外修繕 定期点検及び継続検査において、この契約に定めのない事項で修繕の必要がある場合は、作業前に書面で修繕内容及び見積額を担当者に報告し、了承を得たうえで作業を行うこと。  
この場合の作業代金は、本契約とは別契約として扱うものとする。
9. 諸経費 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税の支払い手続きは、請負者が代行して行い、納車時に次のものを提出すること。また、当該費用については契約単価には含めず、別途請求により支払うものとする。  
(1) 自賠責保険証書  
(2) 自動車重量税領収書の写し又はこの金額が確認できるもの
10. 請求について 請求書については、次のものを作成すること。  
(1) 本契約にかかる請求書  
(2) 自賠責保険、自動車重量税にかかる請求書  
(3) 8に定める契約外修繕にかかる請求書
11. 支払いについて 支払いは各月末締めをもって各月の作業台数を集計の上、請負者の請求により支払うものとする。ただし、消費税として精算額にその8%を加算するものとする。
12. その他 この契約の締結に当たっては、上下水道局契約規程に従うこと。  
この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は別途協議する。
13. 連絡先 横須賀市上下水道局経営部総務課 跡部 (TEL：046-822-8605)

## 平成30年度小型貨物自動車点検整備予定台数

	定期点検(台)	継続検査(台)
7月	1	2
8月	0	2
9月	5	0
10月	0	3
11月	1	2
12月	0	0
1月	3	0
2月	2	0
3月	3	2
計	15	11

※小型貨物自動車のみ

※継続検査の対象月は車検満了日のため、作業は前月になるケースあり

### 【次年度台数(参考)】

	定期点検(台)	継続検査(台)
4月	3	0
5月	2	1
6月	0	0
計	5	1

## 継続検査予定車両

	車名	登録番号	所管課	車両引取箇所	車検満了日
1	ADバン	横浜400ま3723	用地管理	小川町車庫	H30.7.3
2	エキスパート	横浜800そ3365	下水道管渠	逸見総合管理センター	H30.7.26
3	ADバン	横浜400ふ4584	浄水	逸見総合管理センター	H30.8.1
4	ADバン	横浜400は5350	計画	小川町車庫	H30.8.2
5	パネット	横浜400ひ9172	水道施設	逸見総合管理センター	H30.10.8
6	ADバン	横浜400ひ9173	総務	小川町車庫	H30.10.8
7	パネット	横浜800そ4029	水道管路	逸見総合管理センター	H30.10.26
8	ランサーカーゴ	横浜400は730	浄水	逸見総合管理センター	H30.11.5
9	ADバン	横浜400ね5705	水道管路	逸見総合管理センター	H30.11.14
10	ADバン	横浜400ひ4902	水再生	下町浄化センター	H31.3.7
11	ADバン	横浜400は2877	水再生	下町浄化センター	H31.3.22

## 定期点検予定車両(6か月点検)

	車名	登録番号	所管課	車両引取箇所	車検満了日	点検月
1	ADバン	横浜800ち8815	水道管路	逸見総合管理センター	H32.1.31	H30.7
2	ADバン	横浜400ひ4902	水再生	下町浄化センター	H31.3.7	H30.9
3	ADバン	横浜400は2877	水再生	下町浄化センター	H31.3.22	H30.9
4	パネットNV200	横浜400み4840	水道施設	逸見総合管理センター	H32.3.11	H30.9
5	パネットNV200	横浜400み4841	水道管路	逸見総合管理センター	H32.3.11	H30.9
6	パネットNV200	横浜400み4843	水道管路	逸見総合管理センター	H32.3.11	H30.9
7	ADバン	横浜400な6761	下水道施設	下町浄化センター	H30.5.12	H30.11
8	ADバン	横浜400ま3723	用地管理	小川町車庫	H30.7.3	H31.1
9	エキスパート	横浜800そ3365	下水道管渠	逸見総合管理センター	H30.7.26	H31.1
10	ADバン	横浜800ち8815	水道管路	逸見総合管理センター	H32.1.31	H31.1
11	ADバン	横浜400ふ4584	浄水	逸見総合管理センター	H30.8.1	H31.2
12	ADバン	横浜400は5350	計画	小川町車庫	H30.8.2	H31.2
13	パネットNV200	横浜400み4840	水道施設	逸見総合管理センター	H32.3.11	H31.3
14	パネットNV200	横浜400み4841	水道管路	逸見総合管理センター	H32.3.11	H31.3
15	パネットNV200	横浜400み4843	水道管路	逸見総合管理センター	H32.3.11	H31.3

小川町車庫  
逸見総合管理センター  
下町浄化センター

横須賀市小川町21  
横須賀市西逸見町2-10  
横須賀市三春町2-1

【連絡先】事務担当:総務課総務係 跡部(822-8605)

総務課 046-822-8605  
経営料金課 046-822-8628  
経理課 046-822-8612  
用地管理課 046-8228613  
計画課 046-822-8392  
給排水課 046-822-8623  
水道管路課 046-823-1777  
水道施設課 046-822-3945  
浄水課 046-822-2276  
下水道管渠課 046-822-8389  
下水道施設課 046-823-7619  
水再生課 046-823-5821